

伊丹市規則第 4 7 号

伊丹市立人権啓発センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市立人権啓発センター条例施行規則等の一部を改正する規則（令和８年伊丹市規則第４７号）

（伊丹市立人権啓発センター条例施行規則の一部改正）

第１条 伊丹市立人権啓発センター条例施行規則（平成１８年伊丹市規則第７２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（使用料の減免） 第12条 条例第８条の規定による使用料の減免は，次の各号に定めるとおりとする。 （１） （略） （２） ５割を減額する場合 ア・イ （略） ウ 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者又は<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が，平日（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前９時から午後５時までをいう。）において，営利を目的としないで人権センターの施設を専用使用するとき。 エ・オ （略）	（使用料の減免） 第12条 条例第８条の規定による使用料の減免は，次の各号に定めるとおりとする。 （１） （略） （２） ５割を減額する場合 ア・イ （略） ウ 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者又は<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が，平日（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前９時から午後５時までをいう。）において，営利を目的としないで人権センターの施設を専用使用するとき。 エ・オ （略）

2～5 (略)

2～5 (略)

(伊丹市立男女共同参画センター条例施行規則の一部改正)

第2条 伊丹市立男女共同参画センター条例施行規則（令和元年伊丹市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(利用料金の減免) 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1) (略) (2) 5割を減額する場合 ア (略) イ 市内に居住する <u>60歳</u> 以上の者又は <u>60歳</u> 以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時30分までをいう。）において、営利を目的としないで使用するとき。 ウ (略) 2～4 (略)	(利用料金の減免) 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1) (略) (2) 5割を減額する場合 ア (略) イ 市内に居住する <u>65歳</u> 以上の者又は <u>65歳</u> 以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時30分までをいう。）において、営利を目的としないで使用するとき。 ウ (略) 2～4 (略)

(伊丹市昆虫館条例施行規則の一部改正)

第3条 伊丹市昆虫館条例施行規則（平成24年伊丹市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(入館料の減免) 第12条 条例第11条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(8) (略) (9) 市内に居住する <u>60歳以上65歳未満</u> の者が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）に入館するとき。 入館料の2分の1に相当する額 (10)・(11) (略) 2～4 (略)	(入館料の減免) 第12条 条例第11条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(8) (略) (9) 市内に居住する <u>昭和42年3月31日以前に生まれた者</u> が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）に入館するとき。 入館料の2分の1に相当する額 (10)・(11) (略) 2～4 (略)

第4条 伊丹市昆虫館条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(入館料の減免) 第12条 条例第11条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(8) (略) <u>(9) 市内に居住する昭和42年3月31日以前に生まれた者が、平日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。)</u>に入館するとき。<u>入館料の2分の1に相当する額</u> <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) 2～4 略	(入館料の減免) 第12条 条例第11条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(8) (略) <u>(9)</u> (略) <u>(10)</u> (略) 2～4 略

(伊丹市立文化会館条例施行規則の一部改正)

第5条 伊丹市立文化会館条例施行規則(平成10年伊丹市規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(利用料金の減免) 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。	(利用料金の減免) 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。

(1) (略) (2) 5割を減額する場合 ア 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者又は<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、営利を目的としないで施設（大ホール、中ホール及び多目的ホールを除く。）を使用するとき。 イ (略) (3) (略) 2・3 (略)	(1) (略) (2) 5割を減額する場合 ア 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者又は<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、営利を目的としないで施設（大ホール、中ホール及び多目的ホールを除く。）を使用するとき。 イ (略) (3) (略) 2・3 (略)
---	---

（伊丹市立音楽ホール条例施行規則の一部改正）

第6条 伊丹市立音楽ホール条例施行規則（平成3年伊丹市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 (1) (略)	（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合および額とする。 (1) (略)

(2) 5割を減額する場合 ア 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者または<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、営利を目的としないで小ホールまたは音楽室を使用するとき。 イ （略） (3) （略） 2・3 （略）	(2) 5割を減額する場合 ア 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者または<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、営利を目的としないで小ホールまたは音楽室を使用するとき。 イ （略） (3) （略） 2・3 （略）
---	---

（市立伊丹ミュージアム条例施行規則の一部改正）

第7条 市立伊丹ミュージアム条例施行規則（令和4年伊丹市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（観覧料の減免） 第13条 条例第11条の規則で定める条例第7条第1項の観覧料の減免に係る基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(3) （略） (4) 市内に居住する<u>60歳以上65歳未満の</u>者が、平日（土曜日、	（観覧料の減免） 第13条 条例第11条の規則で定める条例第7条第1項の観覧料の減免に係る基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(3) （略） (4) 市内に居住する<u>昭和42年3月31日以前に生まれた</u>者が、平

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）に観覧するとき。 観覧料の100分の50に相当する額 （５）・（６） （略） ２～５ （略） （施設料の減免） 第14条 条例第11条の規則で定める条例第10条第１項第１号の施設料の減免に係る基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 （１） （略） （２） 市内に居住する<u>60歳以上の者</u>又は<u>60歳以上の者</u>が主たる構成員である団体が、平日に、営利を目的としないで施設を使用するとき。 施設料の100分の50に相当する額 （３）・（４） （略） ２～４ （略）	日（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）に観覧するとき。 観覧料の100分の50に相当する額 （５）・（６） （略） ２～５ （略） （施設料の減免） 第14条 条例第11条の規則で定める条例第10条第１項第１号の施設料の減免に係る基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 （１） （略） （２） 市内に居住する<u>昭和42年３月31日以前に生まれた者</u>又は<u>昭和42年３月31日以前に生まれた者</u>が主たる構成員である団体が、平日に、営利を目的としないで施設を使用するとき。 施設料の100分の50に相当する額 （３）・（４） （略） ２～４ （略）
--	---

第8条 市立伊丹ミュージアム条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
-------	-------

(観覧料の減免) 第13条 条例第11条の規則で定める条例第7条第1項の観覧料の減免に係る基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>市内に居住する昭和42年3月31日以前に生まれた者が、平日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。)に観覧するとき。 観覧料の100分の50に相当する額</u> (5) (略) (6) (略) 2～5 (略)	(観覧料の減免) 第13条 条例第11条の規則で定める条例第7条第1項の観覧料の減免に係る基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1)～(3) (略) (4) (略) (5) (略) 2～5 (略)
(施設料の減免) 第14条 条例第11条の規則で定める条例第10条第1項第1号の施設料の減免に係る基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1) (略) (2) 市内に居住する<u>昭和42年3月31日以前に生まれた者又は昭和42年3月31日以前に生まれた者が主たる構成員である団体</u>が、平日に、営利を目的としないで施設を使用するとき。 施設料の100分の50に相当する額 (3)・(4) (略) 2～4 (略)	(施設料の減免) 第14条 条例第11条の規則で定める条例第10条第1項第1号の施設料の減免に係る基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1) (略) (2) 市内に居住する<u>65歳以上の者又は65歳以上の者が主たる構成員である団体</u>が、平日に、営利を目的としないで施設を使用するとき。 施設料の100分の50に相当する額 (3)・(4) (略) 2～4 (略)

(伊丹市立労働福祉会館条例施行規則の一部改正)

第9条 伊丹市立労働福祉会館条例施行規則（平成13年伊丹市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 （1） （略） （2） 5割を減額する場合 ア～エ （略） オ 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者又は<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、営利を目的としないで施設を使用するとき。 カ （略） 2～5 （略）	（利用料金の減免） 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 （1） （略） （2） 5割を減額する場合 ア～エ （略） オ 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者又は<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、営利を目的としないで施設を使用するとき。 カ （略） 2～5 （略）

（伊丹市立こども文化科学館条例施行規則の一部改正）

第10条 伊丹市立こども文化科学館条例施行規則（平成2年伊丹市規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次

のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(観覧料の減免) 第 7 条 条例第 6 条の規定により観覧料の減免をする場合およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) 市内に居住する <u>60歳以上65歳未満の者</u> が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）に観覧するとき。 観覧料の 2 分の 1 に相当する額 (11)・(12) (略) 2・3 (略)	(観覧料の減免) 第 7 条 条例第 6 条の規定により観覧料の減免をする場合およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) 市内に居住する <u>昭和42年 3 月 31 日以前に生まれた者</u> が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）に観覧するとき。 観覧料の 2 分の 1 に相当する額 (11)・(12) (略) 2・3 (略)

第 1 1 条 伊丹市立こども文化科学館条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(観覧料の減免)	(観覧料の減免)

第7条 条例第6条の規定により観覧料の減免をする場合およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(9) (略) <u>(10) 市内に居住する昭和42年3月31日以前に生まれた者が、平日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。）に観覧するとき。 観覧料の2分の1に相当する額</u> (11) (略) (12) (略) 2・3 (略)	第7条 条例第6条の規定により観覧料の減免をする場合およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(9) (略) <u>(10)</u> (略) <u>(11)</u> (略) 2・3 (略)
--	--

(伊丹市立産業振興センター条例施行規則の一部改正)

第12条 伊丹市立産業振興センター条例施行規則（平成13年伊丹市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(利用料金の減免) 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1) (略) (2) 5割を減額する場合	(利用料金の減免) 第11条 条例第10条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合及び額とする。 (1) (略) (2) 5割を減額する場合

ア・イ （略） ウ 市内に居住する<u>60歳</u>以上の者又は<u>60歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、営利を目的としないで使用するとき。 エ （略） 2～4 （略）	ア・イ （略） ウ 市内に居住する<u>65歳</u>以上の者又は<u>65歳</u>以上の者が主たる構成員である団体が、平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の昼間（午前9時から午後5時までをいう。）において、営利を目的としないで使用するとき。 エ （略） 2～4 （略）
---	---

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第4条、第8条及び第11条の規定は、令和14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和14年3月31日までの間、次に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中「65歳以上の者」とあるのは、「昭和42年3月31日以前に生まれた者」とする。

- (1) 第1条の規定による改正後の伊丹市立人権啓発センター条例施行規則第12条第1項第2号ウ
- (2) 第2条の規定による改正後の伊丹市立男女共同参画センター条例施行規則第11条第1項第2号イ
- (3) 第5条の規定による改正後の伊丹市立文化会館条例施行規則第11条第1項第2号ア
- (4) 第6条の規定による改正後の伊丹市立音楽ホール条例施行規則第11条第1項第2号ア
- (5) 第9条の規定による改正後の伊丹市立労働福祉会館条例施行規則第11条第1項第2号オ
- (6) 第12条の規定による改正後の伊丹市立産業振興センター条例施行規則第11条第1項第2号ウ